

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用） （ 年分）

令和 年 月 日

【消費税の扱い】

青色申告決算書における消費税の扱いについて、
以下の該当する□に✓を記入してください。

☐ 税込経理方式☐ 税抜経理方式

申請者 住 所
氏 名

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:円)

青色申告決算書の ①収入金額の内訳		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から除外 するもの ②	雑収入のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 =①-②+③
区分	販売金額	種類	品目	用途			数量払	その他	
合計									

【担当者記入欄】

＜記入上の注意＞

1. 「青色申告決算書の④収入金額の内訳」欄は、青色申告決算書の該当部分から転記します。
2. 「農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)」欄は、「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)に記入する「農産物又は畜産物」欄と同じ内容を記入します。なお、収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵)の記入を省略しても差し支えありません(記入する場合は、「用途」欄に「対象外」と記入します。)
3. 「販売金額」欄は、帳簿や販売(売上)伝票などに基づいて記入します。
4. 「左記から除外するもの」欄は、「販売金額」欄の金額に次の金額が含まれている場合に当該金額を記入します。
 - ①対象品目から除外される畜産物の販売金額
 - ②他者から仕入れた農産物又は畜産物の販売金額
 - ③簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額
 - ④補助金
 - ⑤作業受託料収入
 - ⑥収入保険の保険金及び特約補填金、農業共済の共済金等

なお、他者から仕入れた農産物又は畜産物を自ら生産した農産物又は畜産物と一体として販売しているなど、仕分けが困難な場合は、仕入れた農産物又は畜産物の数量と自ら生産した農産物又は畜産物の数量の比を用いて案分するなどにより、自ら生産した農産物又は畜産物の販売金額を計算して記入します。

また、保険期間における消費税の経理処理を税抜経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税込経理方式で行っていた場合は、販売金額の消費税相当額を「左記から除外するもの」欄に記入します。

(販売金額を税込経理から税抜経理へ変更)

税込経理方式の年の販売金額の額(税込経理方式)×100÷108※1円未満切り捨て

上記の式で算出した金額を税込経理方式の年の販売金額の額から差し引いて得た額を消費税相当額として、「左記から除外するもの」欄に記入します。
5. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「数量払」欄は、青色申告決算書の「雑収入」欄に計上されているもののうち畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の金額を記入します(畑作物の直接支払交付金の金額は、数量払の交付金計算書の計算額欄の金額を記入します。)

6. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄は、青色申告決算書の「雑収入」欄に計上されているもののうち、例えば、JA等に農産物等を販売委託した場合に販売金額の一部として支払われる精算金、JTの葉たばこ災害援助金、家畜伝染病予防法・植物防疫法の手当金などの金額を記入します。
- なお、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る販売金額について、ア又はイに該当するものは、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る「販売金額①」から除かれているアの消費税相当額又はイから除かれている手数料等相当額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- ア. 保険期間における消費税の経理処理を税込経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税抜経理方式で行っていた場合の消費税相当額
- イ. 保険期間にJA等の委託販売手数料等が除かれていない金額を販売金額として申告する加入者が、過去の青色申告提出年において、JA等の委託販売手数料等が除かれている金額を販売金額として申告していた場合の手数料等相当額
- 【アの消費税相当額の算出】
- (税抜経理方式の販売金額×1.08)－税抜経理方式の販売金額 ※1円未満切り捨て
- 【イの手数料等相当額の算出】
- a. 手数料等の額を確認できる場合
その金額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- b. aの手数料等の額を確認できない年がある場合は、次の手順で算出します。
- ① 手数料等の額を確認できる年のうち、直近年の手数料等と販売金額を用いて次の方法で「手数料等の割合」を算出
- i 手数料等が除かれていない金額を販売金額としている場合
直近年の手数料等の額÷同直近年の販売金額 ※端数処理は行いません。
- ii 手数料等が除かれている金額を販売金額としている場合
直近年の手数料等の額÷(同直近年の販売金額＋同直近年の手数料等の額) ※端数処理は行いません。
- ② 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれていない販売金額を算出
手数料等を確認できない年の手数料等が除かれている販売金額÷(1－①の i 又は ii の手数料等の割合)
※端数処理は行いません。
- ③ 手数料等相当額を算出
②の手数料等が除かれていない販売金額－②の手数料等が除かれている販売金額 ※1円未満は切り捨て
7. 5及び6について青色申告決算書では確認できない場合は、交付金の交付決定通知書等に基づいて記入します。

申請者 住所
氏 名 { 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 }

[illegible][illegible]

<記入上の注意>

1. 「損益計算書の売上高」欄は、青色申告書に添付する損益計算書の「売上高」欄の金額を記入します。損益計算書において、「売上高」の内訳として「製品売上高」を区分している場合は、製品売上高の口に✓を記入し、「製品売上高」欄の金額を記入します。「製品売上高」を区分していない場合は、合計の口に✓を記入し、「売上高」(合計)欄の金額を記入します。
2. 「農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)」欄は、「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)に記入する「農産物又は畜産物」欄と同じ内容を記入します。なお、収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、豚肉、鶏卵)の記入を省略しても差し支えありません(記入する場合は、「用途」欄に「対象外」と記入します。)
3. 「販売金額」欄は帳簿や販売(売上)伝票などに基づいて記入します。
4. 「左記から除外するもの」欄は、「販売金額」欄の金額に次の金額が含まれている場合に当該金額を記入します。
 - ①対象品目から除外される畜産物の販売金額
 - ②他者から仕入れた農産物又は畜産物の販売金額
 - ③簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額
 - ④補助金
 - ⑤作業受託料収入
 - ⑥収入保険の保険金及び特約補填金、農業共済の共済金等なお、他者から仕入れた農産物又は畜産物を自ら生産した農産物又は畜産物と一体として販売しているなど、仕分けが困難な場合は、仕入れた農産物又は畜産物の数量と自ら生産した農産物又は畜産物の数量の比を用いて案分するなどにより、自ら生産した農産物又は畜産物の販売金額を計算して記入します。
また、保険期間における消費税の経理処理を税抜経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税込経理方式で行っていた場合は、販売金額の消費税相当額を「左記から除外するもの」欄に記入します。
(販売金額を税込経理から税抜経理へ変更)
$$\text{税込経理方式の年の販売金額の額}(\text{税込経理方式}) \times 100 \div 108 \approx 1\text{円未満切り捨て}$$
上記の式で算出した金額を税込経理方式の年の販売金額の額から差し引いて得た額を消費税相当額として、「左記から除外するもの」欄に記入します。
5. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「数量払」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の金額を記入します(畑作物の直接支払交付金の金額は、数量払の交付金計算書の計算額欄の金額を記入します。)

6. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち、例えば、JA等に農産物等を販売委託した場合に販売金額の一部として支払われる精算金、JTの葉たばこ災害援助金、家畜伝染病予防法・植物防疫法の手当金などの金額を記入します。
- なお、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る販売金額について、ア又はイに該当するものは、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る「販売金額①」から除かれているアの消費税相当額又はイから除かれている手数料等相当額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- ア. 保険期間における消費税の経理処理を税抜経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税抜経理方式で行っていた場合の消費税相当額
- イ. 保険期間にJA等の委託販売手数料等が除かれていない金額を販売金額として申告する加入者が、過去の青色申告提出年において、JA等の委託販売手数料等が除かれている金額を販売金額として申告していた場合の手数料等相当額
- 【アの消費税相当額の算出】
- (税抜経理方式の販売金額 × 1.08) − 税抜経理方式の販売金額 ※1円未満切り捨て
- 【イの手数料等相当額の算出】
- a. 手数料等の額を確認できる場合
その金額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- b. aの手数料等の額を確認できない年がある場合は、次の手順で算出します。
- ① 手数料等の額を確認できる年のうち、直近年の手数料等と販売金額を用いて次の方法で「手数料等の割合」を算出
 - i 手数料等が除かれていない金額を販売金額としている場合
直近年の手数料等の額 ÷ 同直近年の販売金額 ※端数処理は行いません。
 - ii 手数料等が除かれている金額を販売金額としている場合
直近年の手数料等の額 ÷ (同直近年の販売金額 + 同直近年の手数料等の額) ※端数処理は行いません。
 - ② 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれていない販売金額を算出
手数料等を確認できない年の手数料等が除かれている販売金額 ÷ (1 − ①の i 又は ii の手数料等の割合)
※端数処理は行いません。
 - ③ 手数料等相当額を算出
②の手数料等が除かれていない販売金額 − ②の手数料等が除かれている販売金額 ※1円未満は切り捨て
7. 個人で「青色申告決算書(一般用)」で申告している場合は、「売上高」を「月別の「売上(収入)金額」の合計」と、「損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」を「青色申告決算書の「雑収入」と読み替えて記入してください。
8. 5及び6について損益計算書では確認できない場合は、交付金の交付決定通知書等に基づいて記入します。

農業経営に関する計画 (令和 年(年度)分)

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード

(1) 保険期間の営農計画

① 農産物及び畜産物の営農計画

【農産物用】

(単位:a等)

農産物			作付予定 面積	作付期	収穫期		保険期間の 収穫に係る 作付面積 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
					(年・月)	保険期間に 収穫する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
種類	品目	用途	①							
								☐	☐	
								☐	☐	
								☐	☐	
								☐	☐	

【申請者の住所地以外の経営耕地等】

◆ 認定農業者又は認定就農者である場合は、該当するものに✓を記入してください。

☐ 認定農業者である ☐ 認定就農者である

◆ 認定農業者等の認定を希望する場合は、該当するものに✓を記入してください。

☐ 認定農業者を希望する ☐ 認定就農者を希望する

※認定農業者等の認定を希望される場合は、最寄りの市町村へ連絡して、助言・指導が受けられるように手配します。

【担当者記入欄】

【参考情報】

☐ GAPの認証

☐ 米の事前契約の締結

☐ 農業版BCPの策定

【畜産物用】

(単位:頭羽等)

畜産物			種付 又は導入 年(年度)	飼養又は 導入頭羽 数 ①	出荷予定年(年度)		保険期間の 出荷に係る 飼養又は 導入頭羽数 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			年(年度)	保険期間に 出荷する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
								☐	☐	
								☐	☐	
								☐	☐	
								☐	☐	

② 規模拡大特例又は収入上昇傾向特例に適用する経営面積

規模拡大特例又は収入上昇傾向特例を希望する場合は、過去5年間及び保険期間の経営面積を記入してください。

過去の経営面積					保険期間の経営面積	
年(年度)分		年(年度)分		年(年度)分		令和 年(年度)分
a	m ²	a	m ²	a	m ²	a m ²

(2) 保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額

【消費税の扱い】
消費税の扱いについて、以下の該当する□に✓を記入してください。

☐ 税込経理方式 ☐ 税抜経理方式

(単位:面積はa、単収はkg/10a等、単位面積等当たり見込販売金額は円/10a等、数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円)

農産物又は畜産物			見込期首棚卸高			保険期間の見込収穫数量等			見込販売金額			見込事業消費金額			見込家事消費	見込期末棚卸高			見込数量払金額			見込農業収入金額
			見込在庫数量	見込単価	金額①	作付予定面積等	見込単収等	数量	作付予定面積等(又は見込販売数量)	単位面積等当たり見込販売金額(又は見込販売単価)	金額②	見込事業消費数量	見込事業消費単価	金額③	数量(対象外)	見込在庫数量	見込単価	金額④	見込収穫数量等	見込数量払単価	金額⑤	
			(A)	(B)=(G)	=(A)×(B)	(C)	(D)	(E)=(C)×(D)	(F)=(C)	(G)	=(F)×(G)	(H)	(I)	=(H)×(I)	(J)	(K)=(E)+(A)-(F)-(H)-(J)	(L)=(G)	=(K)×(L)	(M)	(N)	=(M)×(N)	=(②+③+④)-①+⑤
種類	品目	用途																				
合計																						

○数量払の交付申請者管理コード

・畑作物の直接支払交付金(交付申請書管理コード)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・甘味資源作物交付金(対象生産者コード)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・でん粉原料用いも交付金(対象生産者コード)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・加工原料乳生産者補給金(生産者コード)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【担当者記入欄】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 農業経営の目標

認定農業者又は認定就農者でない場合は、下記の1及び2を記入してください。

1 農業経営の現状と目標

<農産物等の生産>

農産物又は 畜産物名	現状(年)		目標(令和 年)	
	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)

※現状は加入申請日の属する年の前年、目標年は原則5年後を記入してください。

<農産物等の販売>

農産物又は 畜産物名	現状(年)	目標(令和 年)
	販売金額(万円)	販売金額(万円)
合計		

<主たる従事者の所得目標>

年間農業所得 (万円)	現状(年)	目標(令和 年)

住 所	(〒 -)		
氏 名		連絡先	()

※認定農業者等の認定を希望される場合は、本紙の写しを最寄りの市町村へ提供します。

2 目標達成のために取るべき措置

※該当する取組に✓を記入し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

☐ 経営規模の拡大

☐ 生産方式の改善・合理化

☐ 経営の多角化

☐ 経営の改善・合理化

☐ 労働力の確保等

☐ その他の取組み

<記入上の注意>

(1) 保険期間の営農計画

① 農産物及び畜産物の営農計画について

1. 営農計画については、保険期間中に営農を行う全ての農産物等について記入します。なお、収入保険の補償対象とならない農産物等は、「備考」欄に「対象外」と記入します。
2. 保険期間の前年以前に作付け及び種付又は導入を行い、保険期間に収穫及び出荷する農産物等については、保険期間の前年以前の作付け及び種付又は導入時期を「作付期」、「種付又は導入年」欄に記入します。また、収穫及び出荷期が保険期間の翌年以降である農産物等については、翌年以降の収穫及び出荷予定時期を「収穫期」、「出荷予定年」欄に記入し、「保険期間に収穫する割合」、「保険期間に出荷する割合」欄には0%と記入するものとします。
3. 保険期間の前年に収穫及び出荷を行い、保険期間に販売金額を受領する農産物等については、販売金額を受領する時期を「収穫期」、「出荷予定年」欄に記入し、保険期間の年分の税申告において、農業収入金額として計上する金額の割合を「保険期間に収穫する割合」、「保険期間に出荷する割合」欄に記入するものとします。（前年に収穫及び出荷を行い、前年の棚卸に計上している場合を除きます。）

4. ① 農産物及び畜産物の営農計画のうち【農産物用】について

- ① 「農産物」欄は、保険期間に営農を行う農産物を種類、品目及び用途ごとに次のとおり記入します。
 - ア 米のうるちについては、「用途」欄に「主食用」、「米粉用」、「加工用」、「WCS用」、「飼料用」、「酒米用」の用途ごとに区分して記入します。
 - イ 小麦、大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねについては、畑作物の直接支払交付金の数量払の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外」と記入します。なお、対象品目のうち、小麦は「数量払対象（パン・中華麺用）」又は「数量払対象（パン・中華麺用以外）」と、なたねは「数量払対象（特定品種）」又は「数量払対象（その他品種）」と記入します。
また、対象外のばれいしょについては、「用途」欄に「数量払対象外（加工用）」、「数量払対象外（生食用）」、「数量払対象外（種子用）」、「数量払対象外（その他）」と記入します。
 - ウ かんしょについては、でん粉原料用いも交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象（専用品種）」又は「数量払対象（その他品種）」と記入します。
対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外（醸造用）」、「数量払対象外（加工用）」、「数量払対象外（生食用）」、「数量払対象外（種子用）」又は「数量払対象外（その他）」と記入します。

エ さとうきびについては、甘味資源作物交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「数量払対象外」と記入します。

オ はちみつを花の種類又は産地ごとに区分する場合は、「品目」欄に花の種類又は産地を記入します。

② 「作付予定面積」欄は、保険期間に作付する予定の面積又は保険期間開始前に既に作付している面積等を次のとおり記入します。

- ア 果樹は、結果樹（花芽の形成等が見込まれる樹園地）の面積又は本数を記入します（単位は、a又は本）。
- イ 茶は、茶期ごとの摘採予定面積を合計した面積を記入します（単位は、a）。
- ウ ポット等の容器に播種し容器ごと販売する農産物（ポット出荷作物）は、当該作物の種子を播いたポット数を記入します（単位は、個）。
- エ きのはちみつは、発生操作を行った原木、駒又は菌床の数を記入します（単位は、本、駒又は個）。
- オ はちみつは、巣箱を設置した延べ蜂群数を記入します（単位は群）。

③ 「作付期」欄は、作付の年及び月を記入します。

- ア 播種、移植（定植）する農産物は、播種、移植（定植）の年及び月
- イ 果樹は、花芽の形成期等の年及び月
- ウ 茶は、冬芽の生長停止期の年及び月
- エ きのはちみつは、発生操作を行う年及び月
- オ はちみつは、蜂場に巣箱を設置する年及び月

④ 「収穫期」欄の「年（年度）」欄は、収穫予定の年及び月を次のとおり記入します。

- ア 耕地で栽培する農産物は、収穫する予定の年及び月
- イ ポット出荷作物は、出荷する予定の年及び月
- ウ はちみつは、採蜜する予定の年及び月。蜜蜂は、出荷する期間
- エ 保険期間中に収穫・出荷し、翌年に販売金額を受領する農産物であって、保険期間の税申告では売掛金の計上や棚卸しを行わない農産物（大豆など）については、販売金額を受領する時期を記入します。

- ⑤ 「保険期間に収穫する割合」欄は、作付予定面積のうち保険期間の年分の税申告において収入金額(販売金額・期末棚卸高等)に計上する金額に相当する面積(保険期間開始前に収穫し、棚卸に計上している分を除きます。)の割合を記入します。
- ⑥ 保険期間開始前に既に事故が発生している農産物がある場合は、当該農産物の作付予定面積について、事故が発生した面積と事故が発生していない面積を別行に分けて記入し、事故の発生しているものに係る「事故の発生」欄の口に✓を記入し、「備考」欄に対象外と記入します。ただし、農業共済(農作物共済、畑作物共済、果樹共済の収穫共済)又は本収入保険に加入して事故発生通知を行っている場合は、「事故発生の通知」欄の口に✓を記入し、「備考」欄は空欄とします。
- ⑦ 「申請者の住所地以外の営農耕地等」欄は、保険期間において、申請者の住所地以外の耕地等で営農を行う場合に、当該耕地等のある都道府県及び市町村名を記入します。また、はちみつについて、蜜蜂の転飼を行う場合は当該都道府県名と巣箱の設置時期を記入します。
- ⑧ 「備考」欄は、保険期間開始日前に、見込農業収入金額の算定で用いる見込単収及び見込販売単価が、過去の実績の平均を下回ることが見込まれる農産物がある場合に、その旨を記入します。
- ⑨ 保険期間の営農計画の記載内容に変更が生じた場合は、原則として、変更した農産物の作付後1か月以内に通知してください。

5. ①農産物及び畜産物の営農計画のうち【畜産物用】について

- ① 「畜産物」欄は、保険期間に種付、導入及び出荷を行う畜産物を種類、品目及び用途ごとに次のとおり記入します。
 ア 「種類」欄には牛、豚、鶏、馬、生乳等と記入し、「品目」欄には、子牛、育成牛、廃用牛等と出荷した目的別に記入します。
 イ 加工原料乳生産者補給金の対象となる生乳については、「用途」欄に「加工原料乳含む」又は「加工原料乳」と、対象外のものは、「用途」欄に「加工原料乳以外」と記入します。
 ウ 収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵)についても、記入し、備考欄に「対象外」と記入します。
- ② 「種付又は導入年(年度)」欄は、種付及び素畜の導入の年(年度)を記入します(生乳及び繁殖家畜の廃用は記入する必要はありません。。「畜産物」欄の種類等の区分が同じであっても、「種付又は導入年(年度)」が別であれば別行に分けて記入します。
- ③ 「飼養又は導入頭羽数」欄については、次のように記入します。
 ア 家畜は、種付し、保険期間中に飼養する繁殖家畜の頭羽数(種付済みの家畜の導入頭数を含む)又は導入し保険期間中に飼養する素畜の頭羽数
 イ 生乳は、保険期間中に飼養予定の搾乳牛の頭数
 ウ 繁殖家畜の廃用は、保険期間中に飼養する廃用出荷予定の頭羽数
- ④ 「出荷予定年(年度)」欄は、出荷予定の年(年度)を記入します。
- ⑤ 「②保険期間に出荷する割合」欄は、出荷時期が複数年に跨る場合は、飼養又は導入頭羽数の保険期間に出荷する頭羽数の割合を記入します。
- ⑥ 保険期間開始前に既に事故が発生している畜産物がある場合は、当該畜産物の飼養又は導入頭羽数について、事故が発生した飼養又は導入頭羽数と事故が発生していない飼養又は導入頭羽数を別行に分けて記入し、事故の発生しているものに係る「事故の発生」欄の口に✓を記入し、「備考」欄に対象外と記入します。ただし、家畜共済の死亡廃用共済又は本収入保険に加入して事故発生通知を行っている場合は、「事故発生の通知」欄の口に✓を記入し、「備考」欄は空欄とします。
- ⑦ 「備考」欄は、保険期間開始日前に、見込農業収入金額の算定で用いる見込出荷率及び見込販売単価が、過去の実績の平均を下回ることが見込まれる畜産物がある場合に、その旨を記入します。また、第1章第6節第1の(2)において対象農産物等から除外することとされているものについて「対象外」と記入するものとします。
- ⑧ 保険期間の営農計画の記載内容に変更が生じた場合は、原則として変更した畜産物の種付、導入後1か月以内に通知してください。

②規模拡大特例又は収入上昇傾向特例に適用する経営面積について

「過去の経営面積」欄は、農産物の生産に供していた又は供する予定の耕地若しくは施設の実面積、畜産物の生産に供していた又は供する予定の畜舎面積を農地台帳、農業共済の加入申込書、経営所得安定対策の営農計画書、固定資産税納税通知書、農地賃貸借契約書などの根拠となる書類に基づき記入します。また、根拠書類は、できるだけ毎年同じ書類を用いてください。
 なお、基盤整備事業や災害の影響、未収益期間の樹園地であること等により、農産物又は畜産物の生産に供することができなかった又は供することができない予定の面積がある場合は、その面積を除くことができます。ただし、全ての青色申告提出年において同じ扱いとします。

(2) 保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「(1) 保険期間の営農計画」に記入する農産物又は畜産物の種類、品目及び用途と同じ内容を記入します。ただし、同じ種類等であっても品種や栽培方法等の違いにより、単位面積等当たり見込販売金額や見込単収、見込販売単価が異なる場合は、別行に分けて記入することを基本とします。
2. 「(1) 保険期間の営農計画」において、既に災害による被害を受けている旨を申告した対象農産物等については、当該事故に係る作付予定面積、飼養又は導入頭数を除外するものとします。ただし、加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であって、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているときは除外する必要はありません。また、第1章第6節第1の(2)において対象農産物等から除外することとされているものについては、これを除外するものとします。
3. 「見込期首棚卸高」欄の「見込在庫数量」欄は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時点における見込在庫数量を記入します。「見込単価」欄は、見込販売単価と同額とします。ただし、継続加入者にあつては、当該保険期間の前年の「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)における対象農産物等の種類ごとの期末棚卸高欄の「在庫数量」及び「販売単価」欄の数値を記入します。
4. 「保険期間の見込収穫数量等」欄の「作付予定面積等」欄は、「(1) 保険期間の営農計画」の「保険期間の収穫に係る作付面積」欄、又は「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」欄の値を記入します。
5. 「保険期間の見込収穫数量等」欄の「見込単収等」欄は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した見込単収等を記入します。また、農産物のうち耕地で栽培するものでないもの及び畜産物の「見込単収等」は、次のとおり計算します。なお、適用できるデータがない場合は、当該対象農産物等は、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額の算定から除外します。
 - ① ポット出荷作物は、出荷ポット数÷播種ポット数
 - ② きのは、生産数量÷原木数・駒数又は菌床数
 - ③ はちみつは、生産数量÷延べ蜂群数
 - ④ 生乳は、生産数量÷搾乳牛の飼養頭数
 - ⑤ 家畜は、(出荷頭羽数＋繁殖家畜の自家保留頭羽数)÷種付した繁殖家畜の飼養頭羽数(種付済みの家畜の導入頭数を含む)又は導入した素畜頭羽数
 - ⑥ 繁殖家畜の廃用は、「100%」(廃用出荷頭羽数÷廃用出荷頭羽数)
6. 「見込販売金額」欄の「作付予定面積等」欄は、「保険期間の見込収穫数量等」欄の「作付予定面積等」欄の値を記入します。また、当該欄に見込販売数量の値を記入する場合は、保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量並びに保険期間開始時の見込在庫数量のうち保険期間に販売を予定している数量を記入します。「単位面積等当たり販売金額」欄は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した単位面積等当たり見込販売金額を記入します。また、当該欄に見込販売単価の値を記入する場合は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した見込販売単価を記入します。なお、適用できるデータがない場合は、当該対象農産物等は、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額の算定から除外します。
7. 「見込事業消費金額」欄の「見込事業消費数量」欄は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち、保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量を記入します。畜産経営においては、繁殖家畜を自家保留した頭羽数を記入します。「見込事業消費単価」欄は、見込販売単価と同額又はそれ以下の単価を記入します。
8. 「見込家事消費」欄の「数量(対象外)」欄は、保険期間の見込数量を記入します。家事消費数量は見込農業収入金額の算定対象に含めません。
9. 「見込期末棚卸高」欄の「見込在庫数量」欄は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時点における見込在庫数量を記入します。「見込単価」欄は、見込販売単価と同額とします。
10. 「見込数量払金額」欄の「見込収穫数量等」欄は、「保険期間の見込収穫数量等」欄の「数量」欄の値と同じとします。ただし、次の「11. の③」に該当し、かつ、当該保険期間の前に販売金額を受領する場合は、当該数量払の算定に係る作付面積及び単収から得られた数量とします。
11. 「見込数量払金額」欄の「見込数量払単価」欄は、次のとおり記入します。
 - ① 各数量払に係る実施要綱等に基づき定められた保険期間の平均交付単価を記入します。保険期間の平均交付単価が未定の場合は前年の平均交付単価を記入しても構いません。
 - ② 過去に数量払の交付実績のある農産物等の場合は、各数量払に係る実施要綱等に基づき定められた保険期間の品質区分別交付単価を農業者の過去の品質区分別数量の実績により加重平均して算出した単価を記入しても構いません。
 - ③ 当該保険期間の前に収穫・出荷した農産物等(大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等)に係る数量払について、当該保険期間に受領し当年の収入に計上する場合は、当該数量払の算定に係る平均交付単価を記入します。
12. 数量払の交付を受ける予定の農産物等がある場合で、既に「交付申請者管理コード等」を通知されている場合は、そのコード番号を記入します。

【参考情報】

「米の事前契約の締結」欄は、保険期間の見込農業収入金額に占める米の収入金額が第1位の者であつて、米の作付段階で、その過半について数量契約が締結されている場合に☑チェックします。

保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表

(単位:面積はa等、金額は円、数量はkg等、単位面積等当たり見込販売金額は円/10a等、単収はkg/10a等、単価は円/kg等)

				過去実績				計算結果欄			備考
				作付 面積等	販売 金額	収穫量	販売 数量	単位面積等当 り見込販売金額	見込単収等	見込単価	
				①	②	③	④	⑤=②÷①	⑥=③÷①	⑦=②÷④	
種類		1年前 () 年	☐								
		2年前 () 年	☐								
		3年前 () 年	☐								
品目		4年前 () 年	☐								
		5年前 () 年	☐								
		地域平均	☐								
用途	全国平均	☐									
その他(客観的資料)	☐										
決定見込販売金額等											
種類		1年前 () 年	☐								
		2年前 () 年	☐								
		3年前 () 年	☐								
品目		4年前 () 年	☐								
		5年前 () 年	☐								
		地域平均	☐								
用途	全国平均	☐									
その他(客観的資料)	☐										
決定見込販売金額等											
種類		1年前 () 年	☐								
		2年前 () 年	☐								
		3年前 () 年	☐								
品目		4年前 () 年	☐								
		5年前 () 年	☐								
		地域平均	☐								
用途	全国平均	☐									
その他(客観的資料)	☐										
決定見込販売金額等											

<記入上の注意>

【共通】

1. 単位面積等当たり見込販売金額等の計算に用いる過去実績年について、過去5年の中から全ての対象農産物について同一の3年以上を選択し、該当箇所に☑チェックを記入します。
なお、同一の3年以上の選択に当たっては、営農計画で作付予定の対象農産物が過去5年の中で作付けされていた場合は、作付けがあった年が1年以上入るように選択してください。
2. 上記1. で選択した年に作付けがあった対象農産物の実績を全て記入します。なお、記入箇所は以下のとおりです。
 - ① 棚卸高、事業用消費、数量払を計上する対象農産物は、①、②、③、④、⑥及び⑦の欄。
 - ② 上記①以外の対象農産物は、①、②及び⑤の欄。
3. 過去5年の全てで作付けがなかった対象農産物については、地域平均、全国平均又はその他（客観的資料）のいずれか一つを選択し、該当箇所に☑チェックを記入します。

【農作物の場合】

1. 「作付面積等」欄は、農業共済の加入申込書、青色申告決算書、農作業日誌等の記録などに基づく実績を、a又は㎡単位で記入します。なお、単位をa又は㎡で表さないものは以下の単位の値を記入します。
 - ① ポット出荷作物は、当該農作物の種子を播いた「ポット数」
 - ② きのは、発生操作を行った原木、駒又は菌床の「本数」、「駒数」又は「個数」
 - ③ はちみつは、巣箱を設置した「延べ蜂群数」
2. 「販売金額」欄は、帳簿、販売伝票、農業者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を記入します。
3. 「収穫量」欄は、青色申告決算書、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、農作業日誌等の記録などに基づく実績をkg単位で記入します。
ただし、単位をkgで表さないものは以下の単位の値を記入します。
 - ① 花きは、「本数」又は「個数」
 - ② ポット出荷作物は、出荷した「ポット数」
4. 「販売数量」欄は、帳簿、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、加入者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績をkg単位で記入します。ただし、単位をkgで表さないものは以下の単位の値を記入します。
 - ① 花きは、「本数」又は「個数」
 - ② ポット出荷作物は、出荷した「ポット数」
5. 農産物のうち耕地で栽培するものでないものの、各過去実績年の見込単収等の計算方法は、以下のとおりです。
 - ① ポット出荷作物は、出荷ポット数÷播種ポット数
 - ② きのは、生産数量÷原木数・駒数・菌床数
 - ③ はちみつは、生産数量÷延べ蜂群数
6. 「決定見込販売金額等」欄の各欄は、選択した過去実績年の実績を平均した値を記入します。地域平均等を選択した場合は、その値を記入します。

【畜産物の場合】

1. 「作付面積等」欄は、種付けした繁殖家畜（導入した場合を含む。）又は導入した素畜の頭羽数を記入します。
2. 「販売金額」欄は、帳簿、販売伝票、農業者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を記入します。
3. 「収穫量」欄は、青色申告決算書、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、農作業日誌等の記録などに基づく出荷頭羽数の実績を記入します。
4. 「販売数量」欄は、帳簿、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、加入者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を頭羽数単位で記入します。
5. 生乳の各過去実績の見込単収等は、生産数量÷搾乳牛の飼養頭数とします。
6. 「決定見込販売金額等」欄の各欄は、選択した過去実績年の実績を平均した値を記入します。地域平均等を選択した場合は、その値を記入します。

【参考様式6号】 削除

農業経営収入保険 保険証書
(年(年度))

発行年月日 令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事 印

農業経営収入保険について、基準収入金額が確定しましたので、保険証書を発行いたします。

1 保険期間	年 月 日 ~ 令和 年 月 日																				
2 基準収入金額	円 ☐ 規模拡大特例を適用 ☐ 収入上昇傾向特例を適用																				
3 補償金額	円 (①+②) <table border="1"><tr><td>保険方式</td><td>補償限度</td><td>%</td><td>補償の下限</td><td>%</td><td>支払率</td><td>%</td><td>保険金額</td><td>円 ①</td></tr><tr><td>積立方式</td><td>補償幅</td><td>%</td><td></td><td></td><td>支払率</td><td>%</td><td>補填対象金額</td><td>円 ②</td></tr></table>			保険方式	補償限度	%	補償の下限	%	支払率	%	保険金額	円 ①	積立方式	補償幅	%			支払率	%	補填対象金額	円 ②
保険方式	補償限度	%	補償の下限	%	支払率	%	保険金額	円 ①													
積立方式	補償幅	%			支払率	%	補填対象金額	円 ②													
4 保険料等の金額	保険料 円 (危険段階 : 区分(保険料率 %)) 激変緩和措置の適用実績 : ☐ あり ☐ なし 積立金 円 事務費 円		5 支払方法 ☐ 一括支払 ☐ 分割支払(回) 6 自動継続特約 の付加 ☐ 有 ☐ 無																		

【作成上の注意】

- 1. 保険証書の内容に変更が生じた場合は再発行し、その際は、上部に再発行であることがわかる表示を加え、「基準収入金額が確定しましたので、保険証書を発行いたします。」の部分「 年 月 日発行の保険証書の内容を変更しましたので、再発行いたします。」と記載します。
- 2. 保険証書を再発行する際は、下部に「この保険証書をもちまして、発行済みの証書は無効とさせていただきます。」と表示を加えます。

農業経営収入保険 加入承諾書兼保険料及び積立金通知書 (令和 年(年度))

殿

発行年月日令和 年 月 日
申請年月日 年 月 日

全国農業共済組合連合会
会長理事

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

農業経営収入保険について、令和 年 月 日付けの加入申請を承諾し、保険契約が成立しましたので、加入承諾書を発行いたします。
また、本加入承諾によりお支払いいただく保険料・積立金・事務費は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。
つきましては、ご指定の口座から引落しますので、下記の振替日までに口座への入金をお願いします。

1 保険期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日															
2 保険料・積立金・事務費 ※保険料等は、基準収入金額の算定後に決定するため、本金額は仮の金額となります。	① 保険料 _____ 円 危険段階: 区分(保険料率 %) 激変緩和措置の適用実績: ☐あり ☐なし ② 積立金 _____ 円 ③ 事務費 _____ 円															
3 振替日及び支払金額 ※振替日ごとの支払金額は、仮の保険料等に基づくものです。基準収入金額の算定後に正式な金額を通知しますので、通知後は、その通知に記載の金額をお支払いください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">振替日</th> <th style="width: 20%;">月</th> <th style="width: 10%;">日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	振替日	月	日	保険料			積立金			事務費			支払金額		
振替日	月	日														
保険料																
積立金																
事務費																
支払金額																
【登録口座】																

(注) 振替日までに引落しができない場合(分割支払の場合は、初回分の引落しができない場合)は、保険契約を解除することがありますので、振替日までに必ず入金してください。

農業経営収入保険 保険料及び積立金決定通知書 (年(年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会
会長理事

殿

加入者管理コード

年(年度)の農業経営収入保険における基準収入金額の確定により、保険料・積立金・事務費は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。
つきましては、加入申請時に納付された保険料・積立金・事務費との差額について、ご指定の口座から引落しますので、下記の振替日までに口座への入金をお願いします。

変更事由																																									
1 保険期間	年 月 日 ~ 令和 年 月 日																																								
2 基準収入金額	円 □ 規模拡大特例を適用 □ 収入上昇傾向特例を適用																																								
3 補償金額	円 ※保険方式、積立方式の内訳については、保険証書をご覧ください。																																								
4 保険料・積立金・事務費	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">確定した金額 (変更後)</th> <th colspan="2">加入申請時の納入金額 (変更前)</th> <th colspan="2">必要納入金額</th> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>(危険段階 保険料率 %)</td> <td>円</td> <td>(危険段階 保険料率 %)</td> <td>円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>							確定した金額 (変更後)		加入申請時の納入金額 (変更前)		必要納入金額		保険料	(危険段階 保険料率 %)	円	(危険段階 保険料率 %)	円	円		積立金		円		円	円		事務費		円		円	円								
	確定した金額 (変更後)		加入申請時の納入金額 (変更前)		必要納入金額																																				
保険料	(危険段階 保険料率 %)	円	(危険段階 保険料率 %)	円	円																																				
積立金		円		円	円																																				
事務費		円		円	円																																				
5 振替日及び支払金額 (又は返還期日及び振込金額) 本通知書作成時点において振替等が処理されている月は「*」が表示されます。	<table border="1"> <tr> <th>振替日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						振替日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	保険料							積立金							事務費							支払金額						
振替日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日																																			
保険料																																									
積立金																																									
事務費																																									
支払金額																																									
【登録口座】																																									

(注1) 振替日までに引落しができない場合(分割支払の場合は、初回分の引落しができない場合)は、保険契約を解除することがありますので、振替日までに必ず入金してください。

(注2) 保険料及び事務費は、税務上、保険期間の必要経費(個人)又は損金(法人)に算入することが原則です。積立金は、税務上、預け金として取り扱われ、課税関係は生じません。

【作成上の注意】

- 本通知書作成時点において、振替等が処理されている月は、「5 振替日及び支払金額(又は返還期日及び振込金額)」欄の該当する「月 日」の後に「*」を表示します。
- 変更の場合、返還の必要が生じるときは、参考用式中の文章を適切に改めます。

農業経営収入保険 事故発生等通知書
(年 (年度))

回目

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

加入者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード

(受付年月日: 令和 年 月 日)

(1)事故発生の通知

農産物又は畜産物			通知対象事故の概況					農産物等の種類ごとの事故 後に見込まれる農業収入金 額
種類	品目	用途	No	発生年月日	事故の種類	事故の詳細	収入減少が 見込まれる 時期	
							保険期間の 収入減少 ☐	円
							翌年(年度) 以降の収入 減少(年) ☐	営農計画に基づく農産物等 の種類ごとの見込農業収入 金額 円
							保険期間の 収入減少 ☐	円
							翌年(年度) 以降の収入 減少(年) ☐	営農計画に基づく農産物等 の種類ごとの見込農業収入 金額 円

○ 保険事故防止の取組内容 ※発生した事故に関して、これまで行った保険事故防止の取組内容を記載します。

(根拠書類:)

○ 事故発生後に行う保険事故防止の取組内容

【全国連合会の指導事項】

(2)つなぎ資金の貸付けの希望の有無(いずれかに☑をしてください。)

☐希望する ☐希望しない

(3) 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

農産物又は畜産物			栽培又は飼養 中止年月日	該当場所	
種類	品目	用途	年月日	所在地	作付面積 (a、kg、頭等)

<記入上の注意>

(1) 事故発生の通知

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(1) 保険期間の営農計画」に記入した農産物又は畜産物を記入します。
2. 「発生年月日」欄は、通知対象事故が発生した年月日を記入します。発生した年月日が不明な場合は、収入減少が確認できた年月日を記入します。
3. 「事故の種類」欄の上段は、次の中から該当するものを記入します。
台風、強風、豪雨、長雨、高温、低温、日照不足、干害・少雨、雪害、ひょう害、竜巻、地震、噴火、その他の気象災害、病害、虫害、鳥害、獣害、災害で作付不能、病気・怪我、倉庫の浸水、盗難、運搬中の事故、取引先の倒産、価格低下、為替変動、その他
4. 「事故の種類」欄の下段は、上段に記入した事故の種類の具体的な事象について、次の中から該当するものを記入します。
台風の号数、強風、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮、雨害湿潤害、土壌湿潤害、猛暑、暖冬、冷害、凍霜害、寒害、冷湿害、干ばつ、塩害、雪害、ひょう害、噴火、赤かび病、いもち病、ウイルス病、うどんこ病、疫病、黄化病、かいよう病、褐色せん孔病、炭そ病、軟腐病、晩腐病、べと病、アブラムシ、ウンカ、カメムシ、スクミリンゴガイ、カモ、カラス、キジ、サギ、スズメ、ハト、ヒヨドリ、ムクドリ、アライグマ、イノシシ、クマ、サル、シカ、タヌキ、ハクビシン、病気(入院を伴う)、病気(入院を伴わない)、怪我(入院を伴う)、怪我(入院を伴わない)、浸水深0.5m未満、浸水深0.5m以上、ほ場内、ほ場外、運搬中の事故、取引先の倒産、供給過多、需要縮小、円安、円高、新型コロナウイルス、鳥インフルエンザ、豚熱、その他
5. 「事故の詳細」欄は、事故が発生した農産物の生育ステージ、事故の範囲等を記入してください(例: 収穫期に、台風により作付面積の過半が倒伏した。)。また、「事故の種類」欄の下段で、「その他」と記入したときは、事故の詳細を記入してください。
6. 「収入減少が見込まれる時期」欄は、収入減少が見込まれる時期について、該当する口に✓を記入してください。
7. 「農産物等の種類ごとの事故後に見込まれる農業収入金額」欄は、つなぎ資金の貸付けを希望する場合に、事故後に見込まれる農業収入金額を記入します。
8. 「営農計画に基づく農産物等の種類ごとの見込農業収入金額」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(2) 保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」に記入した当該農産物又は畜産物に係る見込農業収入金額を記入します。
9. 「保険事故防止の取組内容」欄は、発生した事故に関して、発生以前に行った保険事故防止の取組内容を記入し、その取組内容が確認できる書類名を記入します。(例えば、病虫害の場合は、病虫害防除の取組状況を記入し、根拠書類としては農作業日誌などを記入します。)。なお、保険事故防止の取組が困難な事故の場合は、記入する必要はありません。
10. 「事故発生後に行う保険事故防止の取組内容」欄は、事故発生後に行う保険事故防止のための取組があれば、その内容を記入します。
11. 「全国連合会の指導事項」欄は、全国連合会が被保険者に対して行う保険事故防止に関する指導の内容が記載されます。

(2) つなぎ資金の貸付けの希望の有無

「つなぎ資金の貸付けの希望の有無」欄は、発生した事故による収入減少に対応して、つなぎ資金の貸付けを希望するか否かを選択します。つなぎ資金は、保険金等の支払いが見込まれる事故が発生した場合に申請するものです。貸付条件等については、保険者にお尋ねください。

(3) 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

1. 「栽培又は飼養中止年月日」欄は、農産物又は畜産物の栽培又は飼養の中止を決めた年月日を記入します。
2. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(1) 保険期間の営農計画」に記入した農産物又は畜産物の種類等を記入します。
3. 「該当場所」欄の「所在地」欄は、栽培又は飼養を中止した耕地等の所在地、「作付面積」欄は農産物は栽培を中止した面積、畜産物は飼養を中止した頭羽数及び畜舎名を記入します。

農業経営収入保険 保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書
(年(年度)分)

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード

年(年度)の農業経営収入保険に係る農業収入金額等について、以下のとおり申告します。

- ☐ なお、本申告による収入金額に基づき計算される、□保険金、□特約補填金を請求するので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおりに申告します。
☐ なお、本申告による収入金額に基づき計算される、□保険金、□特約補填金の請求を予定しているので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおりに申告します。
☐ なお、保険金・特約補填金の請求をしません。

※該当する□に✓を記入してください。

(1) 農業収入金額の計算

(単位: 数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高			②販売 金額	事業消費金額			家事消 費金額	期末棚卸高			⑤農業 収入 金額	見込農 業収入 金額	農業収 入金額 増減額	割合
			在庫 数量	販売 単価	①金額 = (A) × (B)		事業消 費数量	事業消 費単価	③金額 = (E) × (F)	金額 (対象外) (G)	在庫 数量	販売 単価	④金額 = (H) × (I)	= ② + ③ + ④ - ①			
種類	品目	用途	(A)	(B)			(E)	(F)			(H)	(I)			(J)	(K) = ⑤ - (J)	= (K) / (J)
合計																	

保険期間における野菜価格安定対策事業(価格低下を補填する事業)の交付金の受取りの有無 ☐ 受け取った ☐ 受け取っていない

(2) 収入減少要因及び保険事故防止の取組状況

※保険金若しくは特約補填金を請求する場合又は請求を予定している場合に記入してください。

農産物又は畜産物			要因発生理由				収入減少要因	事故発生通知	確認事項	
種類	品目	用途	No	発生年月日	事故の種類	事故の詳細				
							☐ 数量減少 ※品質低下含む	通知した ☐	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
									・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・申告した事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先:)	☐ 行っていない ☐ 行った
							☐ 数量減少 ※品質低下含む	通知した ☐	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
									・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・申告した事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先:)	☐ 行っていない ☐ 行った
							☐ 数量減少 ※品質低下含む	通知した ☐	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
									・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・申告した事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容:)	☐ 実施した ☐ 実施しなかった
									・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先:)	☐ 行っていない ☐ 行った

(3) 農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付の受取状況

※保険金若しくは特約補填金を請求する場合又は請求を予定している場合に記入してください。

※賠償金その他の金銭の給付を受け取った場合又は賠償金その他の金銭の給付の受取りが見込まれている場合は、該当する口に✓を記入し、下記の内容を記入してください。

☐ 賠償金その他の金銭の給付を受け取った場合

具体的な内容	受領額
	円 _____
	円 _____
	円 _____

☐ 賠償金その他の金銭の給付の受取りが見込まれている場合

具体的な内容	受領予定額
	円 _____
	円 _____
	円 _____

<記入上の注意>

(1) 農業収入金額の計算

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(2)保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」(以下「様式4号の(2)」といいます。)に記入した、農産物又は畜産物の種類、品目等と同じ内容を記入します。
 2. 「期首棚卸高」及び「期末棚卸高」の「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を記入します。「期首棚卸高」の「販売単価」欄は、様式4号の(2)に記入した単価と同額を記入します。「期末棚卸高」の「販売単価」欄は、加入申請書において選択した単価(様式4号の(2)に記入した単価又は「販売金額」欄の金額等の平均単価)を記入します。なお、畜産物など、税申告上棚卸しが無いものや、育成中の果樹や圃場にある農産物などの「農産物以外の棚卸高」「仕掛品棚卸高」については、記入する必要はありません。
 3. 「販売金額」欄は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)」(様式3号の1)又は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)」(様式3号の2)で整理した保険期間の対象農産物等ごとの「収入金額として申告する販売金額」に記入した金額と同額を記入します。
 4. 「見込農業収入金額」欄は、様式4号の(2)の「見込農業収入金額」欄に記入した金額と同額を記入します。
 5. 「事業消費金額」欄は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てたものの種類ごとの数量に、様式4号の(2)に記入した見込事業消費単価を乗じて得た金額を記入します。
 6. 「家事消費金額」欄は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に家事消費に充てたものの種類ごとの数量に、様式4号の(2)に記入した見込単価を乗じて得た金額を記入します。
 7. 「保険期間における野菜価格安定対策事業(価格低下を補填する事業)の交付金の受取りの有無」欄は、野菜価格安定制度との同時利用の特例の適用を受けている被保険者は、保険期間に当該制度のうち価格低下を補填する事業の交付金を受け取ったか否かを申告します。
- (2) 収入減少要因及び保険事故防止の取組状況

1. 保険期間の農業収入金額と保険期間の見込農業収入金額を比較して、補償限度の割合を下回っている農産物又は畜産物等ごとに、「要因発生の理由」欄、「収入減少要因」欄、「事故発生通知」欄及び「確認事項」欄を記入します。
2. 「事故発生通知」欄は、「収入減少要因」欄が「数量減少」であり、事故発生の通知を行っていた場合は□に✓を記入します。
3. 「確認事項」欄は、「事故発生等通知書」(様式10号)において、「○ 保険事故防止の取組内容」欄や「○ 事故発生後に行う保険事故防止の取組内容」欄において取組内容を申告している場合や、「全国連合会の指導事項」欄において全国連合会からの指導事項が記入されている場合は、取組内容を転記し、取組の実施状況、遵守状況について該当する□に✓を記入します。
例えば、病気や怪我により収入減少が発生した場合は、「要因発生の理由」欄の「その他」欄の□に✓を記入し、「病気・怪我」と記入します。事故発生の通知を行っている場合は「事故発生通知」欄の□に✓を記入します。また、他の農業者への作業委託など労働力の確保に努めた取組など、事故発生の通知の際に申告した取組内容や、全国連合会からの指導事項があった場合はそれを記入し、申告事項の実施状況、指導事項の遵守状況について、該当するものの□に✓を記入します。
4. 「事故発生通知」欄、「確認事項」欄等に虚偽の記入が判明した場合のほか、保険事故防止の取組を実施していなかった等の場合は保険金、特約補填金の支払ができなくなることがあります。

(3) 農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付の受取状況

1. 「具体的な内容」欄は、賠償金その他の金銭の給付の具体的な内容を記入します(例:自動車の衝突で農業ハウスが損壊したことにより作物が枯死したことに関する賠償金、都道府県や市町村が実施する農業収入金額の減少を補填するための事業(野菜の価格低下を補填する事業など)の交付金)。
2. 「受領額」欄は、保険期間中に受け取った賠償金その他の金銭の給付の額を記入します。「受領予定額」欄は、受け取る予定の賠償金その他の金銭の給付の額が判明している場合に記入します。

農業経営収入保険 保険金等(見込額)通知書 (年(年度))

殿

加入者管理コード

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年 月 日に提出いただいた「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」に基づき算定した結果、 年(年度)の貴方の保険金等(見込額)は、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。(保険金等の受取を希望される場合は、令和 年 月 日までに、「保険金等請求書」を全国農業共済組合連合会まで送付してください。期日までに送付がない場合は、請求がなかったものとします。)

1 保険金及び特約補填金(見込額)		
保険金(①)		円
特約補填金(②)		円
つなぎ資金貸付金額(③)		円
保険金等振込見込額(①+②-③)		円
2 令和 年に適用される危険段階		
① 保険金を受け取った場合	危険段階 (保険料率)	段階 (%)
② 保険金を受け取らなかった場合	危険段階 (保険料率)	段階 (%)

<注意>

本書は、原則、「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)の受理日から起算して1月以内に被保険者に通知します。

保険金等計算書

保険期間中の農業収入金額							免責による調整		調整後の保険 期間の農業収 入金額 (a)+(b)=(c)	
農産物又は畜産物			期首棚卸高	販売金額	事業消費 金額	期末棚卸高	収入金額 (a)	免責の 有無		調整額 (b)
種類	品目	用途								
								☐ 全部 ☐ 一部		
								☐ 全部 ☐ 一部		
合計										

基準収入金額(d)		
保険方式	補償限度(e)	
	補償の下限(f)	
	支払率(g)	
積立方式	補償幅(h)	
	支払率(i)	

賠償金等による減額	円
うち保険金からの減額(j1)	円
うち特約補填金からの減額(j2)	円
保険金 $((d) \times (e) - (c)) \times (g) - (j1)$	円
特約補填金 $((d) \times (e) + (d) \times (h) - (c)) \times (i) - (j2)$	円

【特記事項】

※1 補償の下限を選択している場合、保険金は $(d) \times ((e) - (f)) \times (g)$ が上限です。

※2 特約補填金は、積み立てた積立金の金額に4を乗じて得た額に相当する金額が上限です。

農業経営収入保険 保険金等請求書
(年(年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード														
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」により、保険金等の請求を予定している旨申告していましたが、「保険金等(見込額)通知書」(令和 年 月 日発行)の内容を確認した上で、以下のとおり請求します。

【保険金及び特約補填金の請求】※該当する欄の□に✓を記入してください。

保険金 _____ 円	☐ 保険金を請求します。 ☐ 保険金を請求しません。
特約補填金 _____ 円	☐ 特約補填金を請求します。 ☐ 特約補填金を請求しません。

農業経営収入保険 保険金等振込額通知書(年(年度)) 兼積立金通知書(年(年度))

殿

令和 年 月 日

加入者管理コード

全国農業共済組合連合会
会長理事

- 下記のとおり 年(年度)の保険金及び特約補填金をご指定の登録口座に振り込ませていただきましたのでお知らせいたします。
- A 併せて、特約補填金の支払に伴い、令和 年の積立金の追加支払額が発生しましたので、令和 年 月 日にご指定の登録口座から振り替えさせていただきます。つきましては、令和 年 月 日までに入金してください。
- B 併せて、特約補填金の支払の結果、 年積立金の返還額が発生しましたので、お知らせします。

※ A又はBのいずれかを記載すること

1	年(年度)保険金及び特約補填金の振込額	
	保険金(①)	円
	特約補填金(②)	円
	(積立残高)	円
	つなぎ資金貸付金額(③)	円
	振込額(①+②-③)	円
2	年(年度)積立金	
	積立金額	円
	積立金追加支払(返還)額	円

【登録口座】

〇〇銀行 〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

農業経営収入保険 つなぎ資金貸付限度額通知書 (年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年 月 日付け「事故発生等通知書」により希望のあった収入保険つなぎ資金の貸付けについて、貴方の貸付限度額は下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

貸付けを希望する場合は、別添の書類に必要事項を記載し、提出してください。

記

貸付限度額
円

(※詳細は貸付限度額計算書(様式15号別添)を参照)

※ 本通知より前に「つなぎ資金貸付限度額通知書」(様式15号)の通知を受けている場合は、本通知をもって前の通知は無効となります。

【作成上の注意】

別添として、「貸付限度額計算書」(様式15号別添)、「つなぎ資金借入申請書」(様式16号)及び「つなぎ資金借用書」(様式17号)を添付します。

貸付限度額計算書

(1) 保険期間中の農業収入概算額

(単位：円)

農産物又は畜産物			見込農業収入金額	事故後に見込まれる農業収入金額	保険期間中の農業収入概算額
種類	品目	用途			
合計					

(2) 貸付限度額

補填方式	基準収入金額	保険限度額 (補填限度額)	保険金支払概算額 (特約補填金支払概算額)	貸付限度額	貸付限度額計
保険方式					
積立方式					

(注意)

「事故後に見込まれる農業収入金額」欄は、通知対象事故が生じていない対象農産物等にあつては空欄とします。

農業経営収入保険 つなぎ資金借入申請書

(年 (年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

住 所

氏 名

加入者管理コード

令和 年 月 日付け「つなぎ資金貸付限度額通知書」において通知されたつなぎ資金について、下記の希望額の借入を申請します。

記

貸付限度額	借入希望額
円	円

農業経営収入保険 つなぎ資金借用書

全国農業共済組合連合会会長理事 御中

借 入 金 額													円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記金額について、貴連合会事業規程及び次の特約条項に基づき、確かに借用しました。よって、この借用書を差し入れます。

<特約条項>

- (1) 償還期限は、令和 年 月 日※とします。
※借入者ごとの保険金請求期限の属する月の翌々月の末日を記載
- (2) 償還期限までに借入金を償還しなかった場合は、借入元金に対して償還期限の翌日から償還した日までの期間につき年 %の割合による損害金を支払います。
- (3) この借入に係る保険契約に対し、貴連合会が当該保険契約による保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等を支払う場合には、貴連合会は支払うべき金額から当該保険契約についての借入元金及び損害金を差し引くことを承諾します。
- (4) 償還金額が、この借入に係る被保険者の債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴連合会が適当と認める順序・方法により充当することを承諾します。
- (5) 保険契約者について次の各号の事由が生じ、かつ、当該事由により契約の継続ができない場合には、次の各号の事由が生じた日に償還すべき事由が生じたものとして、支払うべき保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等から当該保険契約についての借入元金及び損害金を貴連合会が差し引いてその弁済に充てることに異議ありません。
 - ① 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続開始の申立があったとき
 - ② 保険金、特約補填金その他の請求権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
- (6) 前各項のいずれの場合にも貴連合会からなんらの通知又は催告を要しないことを承諾します。
- (7) 保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等の請求権の譲渡、又は、当該請求権に質権を設定する場合は、あらかじめ書面による貴連合会の承諾を得ることに異議ありません。

令和 年 月 日

郵便番号 ー

借入申請者 住 所
(被保険者名) 氏 名

農業経営収入保険 つなぎ資金振込通知書

(年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード														
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年 月 日付けで申請のあったつなぎ資金の貸付けについて、下記金額の貸付けを決定し、ご指定の登録口座へ振り込みましたのでお知らせします。

記

借入金額														円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

農業経営収入保険 つなぎ資金償還完了通知書
(年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事

年 月 日付けで貸付けたつなぎ資金については、 年分の収入保険に係る保険金及び特約補填金の支払決定により、下記のとおりその全額が償還されたものとしますのでお知らせします。

記

内 訳	金 額												
保険金及び特約補填金支払決定額 (A)													円
つなぎ資金貸付金額 (B)													円
差引金額 (A) - (B)													円

※ 当該借入に際し提出いただいた「つなぎ資金借用書」の返却を希望される方は、 まで連絡ください。

農業経営収入保険 つなぎ資金精算不足金償還請求書
(年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事

年 月 日付けで貸付けたつなぎ資金については、 年分の収入保険に係る保険金及び特約補填金の支払決定又は不支払決定による保険金及び特約補填金支払決定額が貸付金に満たないことから、以下の精算不足金について、令和 年 月 日までに償還されるよう請求致します。
なお、償還請求額は、ご指定の登録口座から振替致します。

記

償還請求額 円

内 訳	金 額												
つなぎ資金貸付金額 (A)													円
保険金及び特約補填金支払決定額 (B)													円
精算不足金額 (A) - (B)													円

【登録口座】

金融機関		預金種別	
口座番号			
口座名義 (カナ)			

農業経営収入保険 つなぎ資金返還請求書
(年 (年度))

令和 年 月 日

殿

[illegible]

全国農業共済組合連合会
会長理事

年 月 日付けで貸付けたつなぎ資金については、下記の理由により、令和 年 月 日までに返還されるよう請求致します。

なお、返還請求額は、ご指定の登録口座から振替致します。

記

[illegible]

(返還請求の理由)

【登録口座】

金融機関		預金種別	
口座番号			
口座名義（カナ）			

農業経営収入保険 つなぎ資金返還完了通知書
(年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会
会長理事

年 月 日付けで貸し付けたつなぎ資金については、下記のとおり返還されましたのでお知らせします。

記

内 訳	金 額												
返還請求額 (A)													円
既返還額 (B)													円
今回返還額 (C)													円
差額 (A) - (B) - (C)													円

※ 当該借入れに際し提出いただいた「つなぎ資金借用書」の返却を希望される方は、 まで連絡ください。

農業経営収入保険 再保険引受通知書

(年 月分)

農林水産大臣 殿

番 号
令和 年 月 日全国農業共済組合連合会
会長理事

農業保険法第207条において準用する法第195条第1項の規定により、下記のとおり通知(変更通知)します。

(単位: 件、円)

保険限度額 区分	保険方式 契約件数 ①	保険金額 ②	保険料 ③	保険料 被保険者負担額 ④	保険料 国庫負担額 ⑤	積立方式 契約件数 ⑥	補填対象金額 ⑦
80%							
78%							
75%							
70%							
60%							
50%							
合計							

通常責任 保険金額 ⑧	再保険金額 ⑨ = $(\sum ② - ⑧) \times 0.95$	再保険料 ⑩	全国連 手持保険料 ⑪ = $\sum ③ - ⑩$	全国連 交付金額 ⑫ = $\sum ⑤ - ⑩$	全国連納入 再保険料 ⑬ = $⑩ - \sum ⑤$

(注意)

1. 本書は、保険期間の開始する月が同一の契約ごとに加入申請の内容を取りまとめ作成します。
2. 変更通知を行う場合は、変更前の数値を各欄の下段に括弧書きで記入します。
3. 金額は、1円未満の端数を切り捨てします。

農林水産大臣 殿

 番
 令和 年 月 日

 全国農業共済組合連合会
 会長理事

農業経営収入保険 保険金等集計表 (年 合計(又は 月分))

(単位:件、円)

保険限度額 区分	保険方式 支払件数 ①	保険金額 ②	保険金 ③	通常責任 保険金額 ④	つなぎ資金 貸付額 ⑤	特約補填金 ⑥
80%						
78%						
75%						
70%						
60%						
50%						
合計						

(注意)

1. 本書は、「合計」及び「月別」の集計表を作成し提出します。
2. 「保険金額」欄は、「再保険引受通知書」(様式23号)から転記します。
3. 「保険金」欄は、つなぎ資金貸付額との相殺を行う前の被保険者ごとに確定した保険金の額の合計を記入します。なお、保険金の免責を行っている場合は当該保険金の免責額を含めずに集計します。

農林水産大臣 殿

番 号
令和 年 月 日全国農業共済組合連合会
会長理事

農業経営収入保険 再保険金請求書

金 _____ 円也 (ただし、 _____ 年の農業経営収入保険の再保険金)

上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎を添えて請求します。

再保険金支払請求額の算出基礎

(単位: 件、円)

保険限度額 区分	保険方式 支払件数 ①	保険金額 ②	保険金 ③	通常責任 保険金額 ④	再保険金 ⑤ = (Σ③ - ④) × 0.95	再保険金 概算払額 ⑥	今回請求額 ⑦ = ⑤ - ⑥	(参考) 特約補填金
80%								
78%								
75%								
70%								
60%								
50%								
合計			Σ ③					

(注意)

- この請求書には、「保険金等集計表」(様式24号)の各月別集計表を1部ずつ添付します。
- 「保険方式支払件数①」欄、「保険金額②」欄、「保険金③」欄、「通常責任保険金額④」欄及び「(参考)特約補填金」欄は、「保険金等集計表」(様式24号)の各月集計表の各合計値をそれぞれ積み上げて得た値を記入します。
- 金額は、1円未満の端数を切り捨てます。

農林水産大臣 殿

番 号
令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会
会長理事

農業経営収入保険 再保険金概算払請求書(回目)

金 _____ 円也 (ただし、 _____ 年農業経営収入保険の再保険金概算払)

上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

(単位:円)

保険金支払 見込額 ①	通常責任 保険金額 ②	再保険金 支払見込額 ③= (①-②)×0.95	再保険金支払 見込額の2/3 (A)= ③×2/3	既支払 保険金 ④	既支払保険金 の95/100 (B)= ④×95/100	再保険金 概算払額 ⑤ ((A)と(B)のうち 少ない方)	概算払 再保険金 既受領額 ⑥	概算払 再保険金 今回請求額 ⑦=⑤-⑥

(注意)

- この請求書には、当該概算払請求時まで確定している「保険金等集計表」(様式24号)(月別)を1部ずつ添付します。
- 「再保険金概算払額⑤」欄は、「再保険金支払見込額の2/3(A)」欄と「既支払保険金の95/100(B)」欄の値のうち少ない方の額を記入します。
- 金額は、1円未満の端数を切り捨てます。

農業経営収入保険 保険契約承継承諾申請書
(年 (年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者

住 所

氏 名

保険契約者

住 所

氏 名

下記農業経営収入保険の保険契約につき、当該契約に係る権利義務を承継したいので、その承諾を申請致します。

記

保険契約者名：

保険期間： 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

基準収入金額： 円

補償限度額： 円

承継者名（保険契約者との関係）： ()

承継者の当該農業に関する経験（年数）： 有 ・ 無 (年間)

承継の事由：

承継事由発生年月日： 年 月 日

農業経営収入保険 保険契約承継承諾（不承諾）通知書
（ 年 （年度） ）

令和 年 月 日

殿

全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年 月 日付けで申請のあった農業経営収入保険の保険契約の承継について、承諾（下記の理由により不承諾と）致しましたのでお知らせします。

※ 不承諾とした場合は、その理由を記載

農業経営収入保険 農業経営の譲渡に関する申告書

以下に記載した内容については事実と相違ありません。

(譲渡人)

氏名

住所

(譲受人)

氏名

住所

(申告事項)

1. 農業経営に関して次の主たる農用地、農業用施設等の所有権(又は利用権)を譲り渡しました。

① 譲り渡した時期

② 主たる農用地の所在地等
(所在地) (面積) m²

③ その他農業用施設等

2. 譲渡人及び譲受人の農業経営の概況は次のとおりです。

(譲渡人)

品目	面積	販売収入金額
	(合計)	(合計)

(譲受人)

品目	面積	販売収入金額
	(合計)	(合計)